附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　本省の定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、改正後の第一条の規定にかかわらず、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十九年九月三十日までの間	三九、三九八人

○国土交通省令第十六号

運輸審議会令（平成十二年政令第三百一号）第十条第二項の規定に基づき、運輸審議会一般規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

運輸審議会一般規則の一部を改正する省令

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（利害関係人） **第五条**　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号。以下「法」という。）第二十三条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 一～五　（略） 六　前各号に掲げる者のほか、利用者その他の者のうち運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者	（利害関係人） **第五条**　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号。以下「法」という。）第二十三条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 一～五　（略） 六　前各号に掲げる者のほか、運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十七号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第七条第一項の規定に基づき、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「建築物の建替えの事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする」を「次に掲げるものであって、変更後も建替計画が法第五条第一項に掲げる基準に適合することが明らかなものとする」に改め、同条に次の各号を加える。

一　新築する建築物の用途の変更（建築基準法施行令第百三十七条の十八で指定する類似の用途相互間におけるものに限る。）

二　建築物の建替えの事業に関する資金計画の変更であって、当該計画に係る資金の額の十パーセント未満を増減するもの

三　建築物の建替えの事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の六月以内の変更（事業の実施期間の変更が六月以内であるものに限る。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第十八号

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第二項及び道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）第一条第一項の規定に基づき、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則及び道路の修繕に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則及び道路の修繕に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和六十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる調整指数」を削り、「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、同項の表を次のように改める。

事業の区分	国の負担の割合
㈠　令第一条第二項に規定する一般国道の改築（㈡から㈤まで及び次項に規定するものを除く。）	十分の五・五
㈡　令第一条第二項に規定する一般国道の改築で同条第一項各号のいずれかに該当するもの（㈣及び㈤並びに次項の表㈡及び㈣に規定するものを除く。）	十分の五・五に調整指数を乗じて得た割合（調整指数が一以下である場合にあっては十分の五・五）
㈢　令第一条第二項に規定する一般国道の改築で離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域（以下単に「離島振興対策実施地域」という。）内において行われるもの（㈣並びに次項の表㈢及び㈣に規定するものを除く。）	十分の六